

クリエイター・オブ・ザ・イヤー賞 規約

CREATOR
OF THE YEAR

JAAA
Japan Advertising Agencies Association

一般社団法人 日本広告業協会

一般社団法人日本広告業協会
CREATOR OF THE YEAR 賞 規約
(クリエイター・オブ・ザ・イヤー)

平成元年 4月 1日施 行 [平成元年10月 2日 第128回理事会承認]
平成17年11月14日一部改定 [平成17年11月14日 第225回理事会承認]
平成19年 3月14日一部改定 [平成19年 3月14日 第233回理事会承認]
平成21年 7月15日一部改定 [平成21年 7月15日 第247回理事会承認]
平成24年 4月 1日一部改定 [平成24年 3月14日 第263回理事会承認]
＜平成24年4月1日 一般社団法人日本広告業協会に改組改称＞
平成26年11月14日一部改定 [平成26年11月14日 第281回理事会承認]
令和 3年10月29日一部改定 [令和 3年10月29日 第325回理事会承認]

第1章 総則

(規定事項)

第 1 条 一般社団法人日本広告業協会（以下「本協会」という）は、CREATOR OF THE YEAR と称する賞の規約（以下「規約」という）を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 CREATOR OF THE YEAR 賞（以下「本賞」という）は、広告会社の機能を拡張するクリエイティビティの重要性にフォーカスし、その年を代表する広告会社の優秀なクリエイターを選出・贈賞することで、広く社会に広告会社のクリエイティビティをアピールすることを目的とする。

(表彰対象)

第 3 条 本協会は、クリエイティビティを発揮して顧客や社会の課題解決をする施策の実施までを牽引し、広告会社の価値向上や機能の拡張につながるクリエイティブワークを、1年間に、複数、生み出したクリエイター個人を表彰する。

2. 審査の対象は会員各社の推薦候補者とする。

(賞の種類及び人数)

第 4 条 CREATOR OF THE YEAR 賞の種類及び受賞者数は、次記の通りとする。

CREATOR OF THE YEAR 1名

CREATOR OF THE YEAR MEDALIST 10名前後

2. MEDALIST 内から、CREATOR OF THE YEAR に準ずるものを審査委員特別賞として、若干名選出することもある。

(表彰)

第5条 受賞者には、賞状と賞牌を贈ってこれを表彰する。

2. 表彰式は、定時総会にて行うものとする。

第2章 候補者の推薦

(候補者)

第6条 会員各社が、審査を受けるため推薦することの出来る候補者は、会員各社の所属社員に限る。

(候補者人数の制限)

第7条 会員各社が、審査を受けるために推薦することの出来る候補者の人数は、1社2名以内とする。

(候補者推薦受付期間)

第8条 候補者推薦受付期間は、毎年12月1日から翌年1月末までとする。

(推薦者資格)

第9条 候補者推薦者資格は、会員各社の代表者とする。

第3章 審査

(審査対象)

第10条 審査対象は、会員各社の推薦する候補者とする。

2. 審査は、推薦候補者の過去1年間に行った広告コミュニケーションのクリエイティブワークを対象とする。

第11条 本協会の言うクリエイティブワークとは、コンセプトマーク・プランニング・制作等を言う。

2. 審査する個人のクリエイティブワークは、当該年1月1日以降、12月末日までの1年以内の発表のものに限る。

3. ただし、シリーズのクリエイティブワークは、前年にまたがるものも審査対象とする。

4. 第1項に該当するクリエイティブワークで、すでに他の広告賞を受賞したものであっても審査の対象とする。

(審査基準)

第12条 本賞の審査の基準は、以下の要素を重要視し、本賞にふさわしい個人を選定する。

広告会社の価値の向上につながる以下が優れていること。

- ・課題解決のアイデア
- ・クリエイティブのレベルを引き上げるクオリティ
- ・クリエイティブの領域の拡張性

(受賞対象者の調整)

第13条 審査の結果、受賞対象者が当該年度にいないと判断された場合は、該当者なしとして処理することができるものとする。

(審査員)

第14条 審査員は、本協会クリエイティブ委員会委員で構成する。

(審査会)

第15条 審査会は、全審査員の4分の3以上の出席で成立する。

2. 審査会は、2月～3月に開催する。

第16条 選考の方法については、別記審査要領に従う。

第4章 運営

(運営)

第17条 本賞の運営の円滑化を図るため、クリエイティブ委員会は実行ワーキンググループを設置することができる。

2. 実行ワーキンググループは、賞の運営や規約等の見直しについて、クリエイティブ委員会の求めに応じて、検討や助言を行う。

附則

第18条 この規約の実施にあたり、特に定めのない事項については、本賞の主旨に基づき、クリエイティブ委員会で討議し、理事会の議決によるものとする。

第19条 この規約を変更するときまたは、廃止する時は、理事会の議決を経なければならない。